

電気通信大学情報理工学部教授会規程

制定 平成22年2月17日規程第35号
最終改正 令和4年3月31日規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第17条第8項の規定に基づき、情報理工学部教授会（以下「学部教授会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 学部教授会は、情報理工学部を担当する専任教員をもって組織する。

2 情報理工学部を担当する特任教員を学部教授会の構成員に加えることができる。ただし、人事及び組織等の事項の審議には加わらない。

(審議事項)

第3条 学部教授会は、学部の学生の入学及び卒業並びに学位の授与について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条第2項第3号の規定により学部教授会の意見を聞くことが必要な教育研究に関する重要な事項として学長が定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生の転学、留学及び懲戒に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。

3 学部教授会は、前項各号に掲げる事項について審議し、学長に対して意見を述べるものとする。

4 学部教授会は、学部の運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 第1項及び第2項に掲げる事項以外の教育又は研究に関すること。
- (2) 学部内の予算配分に関すること。
- (3) 学部教授会及び学部代議員会の構成及び運営に関すること。
- (4) 学部代議員会に付託する審議事項に関すること。
- (5) その他学部の運営に関すること。

5 学長は、第2項に掲げる事項を改正するときは、学部教授会の意見を聞くものとする。

(会議の運営)

第4条 学部長は、学部教授会の議長となる。

2 学部長は、学部教授会を主宰する。学部長に事故あるときは、副学部長がその職務を代行する。

3 学部長は、学部教授会の構成員の3分の1以上が審議事項を定めて会議の開催を要求した場合、学部教授会を招集しなければならない。

(会議の開催)

第5条 学部教授会は、構成員の2分の1以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、教授会開催日における授業担当、出張、研修及び1か月以上の長期療養中の者は、構成員の数に算入しないものとする。

(議事)

第6条 学部教授会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第7条 学部教授会は、必要と認めた場合は、構成員以外の者を学部教授会に出席させて意見を聞くことができる。

(代議員会)

第8条 学部教授会は、学部の円滑な運営を図るため第2条第1項の構成員の一部をもつて構成される学部代議員会を置く。

- 2 学部教授会が学部代議員会へ付託した審議事項は、学部代議員会の議決をもって学部教授会の議決とすることができます。
- 3 学部教授会は、前項の定めるところにより学部代議員会により審議決定された事項について、必要に応じ説明又は報告を求めることができる。
- 4 学部代議員会に関する事項は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 学部教授会に、次の専門委員会を置く。

教育委員会

入学試験委員会

- 2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学部教授会の運営に関し必要な事項は、学部教授会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に電気通信学部に入学した者（以下「学部在学者」という。）及び平成22年4月1日以降に学部在学者の属する年次に入学する者に係る教育課程の編成に関する事項、卒業その他学籍に関する事項、その他必要な事項の審議については、この規程を適用する。

附 則（平成24年5月22日規程第47号）

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第54号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規程第105号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日規程第98号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日規程第82号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。